

栄町行財政改革実施計画

平成17年度～平成21年度

平成17年10月

栄 町

目 次

I	実施計画策定の趣旨	-----	1
II	改革の重点事項	-----	1
III	取組期間	-----	2
IV	推進体制	-----	2
V	町民への公表	-----	2
VI	実施計画の体系	-----	3
VII	具体的取組内容	-----	4
1	町民との協働による新たな公共づくり	-----	4
	(1) 情報の共有化	-----	4
	(2) 町民参加の促進	-----	4
	(3) 住民活動の活性化	-----	4
	(4) 男女共同参画の推進	-----	5
	(5) 民と公のパートナーシップの推進	-----	5
2	町民の視点に立った質の高い行政運営	-----	6
	(1) 町民本位の行政サービスの提供	-----	6
	(2) 町民志向・成果志向の行政体質への転換	-----	6
	(3) 広域行政の推進	-----	6
	(4) 業務執行の継続的な改善	-----	6
	(5) 新たな行政経営システムの確立	-----	6
3	財政再建と健全財政の確立	-----	7
	(1) 安定した財政運営の推進（歳入）	-----	7
	(2) 効率的な財政運営の推進（歳出）	-----	8
4	柔軟でスリムな組織づくりと人事管理	-----	1 2
	(1) 組織体制の充実	-----	1 2
	(2) 職員定数の適正化	-----	1 2
	(3) 給与制度の見直し	-----	1 2
	(4) 人事評価制度の改善	-----	1 2
	(5) 人材育成の促進	-----	1 2

I 実施計画策定の趣旨

[目次A1](#)

この実施計画は、行財政改革を着実かつ計画的に実施していくため、平成17年度からスタートする「栄町行財政改革大綱」に掲げた基本的な考え方にに基づき、具体的な取組事項やそのスケジュールを明らかにしたものです。

今後は、この計画書に基づいて行財政改革の手綱を緩めることなく、全庁一丸となって更に積極的に推進することにより、より一層簡素で効率的な行財政運営の改善を図り、危機的状況に直面した財政状況からの脱却を図るとともに、益々高度化・多様化する町民ニーズに適切に対応するための抜本的な行政システムの改革に取り組むものです。

II 改革の重点方針

平成16年12月24日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を踏まえ、平成17年3月29日に総務省から「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（以下「新行革指針」という。）が示され、地方公共団体はより一層積極的な行政改革の推進に努めるよう要請されたところです。

このため、この実施計画は、行財政改革大綱に掲げた4つの重点事項に沿って編集しましたが、新行革指針による改革の主要事項の観点から見ると以下のように整理することができます。

1 事務・事業の再編・整理、廃止・統合

かつての地域社会を成り立たせていた“自助・共助・公助”というキーワードを今こそ再認識し、個人、地域や民間部門ではできない（もしくは非効率な）もののみ行政が行うという考え方に立って、行政の守備範囲の明確化による事務事業の見直しを行うとともに、町民の自発的な地域活動の促進と支援策の確立に取り組みます。

2 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む。）

「民間でできることは民間に委ねる」という原則のもとに、公共サービスの属性に応じて、民営化、民間委託、PFIの活用に関する検討を進め、町民・地域・民間の力を引き出しながら最も効率のよく質の高い公共サービスを提供するといった、民と公のパートナーシップによる新たな公共づくりを推進します。

3 定員管理の適正化

職員定数については、一人ひとりの職員の能力を最大限活用することを基本にして、定員適正化計画の確実な進行管理により引き続き適正化を図っていきます。

■目標 平成22年4月1日職員数267人以内〔ピーク時321人／平成11年、平成17年4月1日現在292人〕

4 給与の適正化

給与制度は国家公務員の給与体系に準拠するという給与均衡原則に基づき、国と異なっている現行制度を再度検証し見直しを行います。特に、昇給・昇格制度については、勤務実績に応じたメリハリのある給与制度にすることにより、職員の意欲や公務能率の向上を図ります。

5 財政の健全化

「財政健全化計画」を策定し、町税などの自主財源の積極的な確保に努めるとともに、限られた財源を真に必要な施策に重点化するなど、効率的な財源活用及び徹底した内部努力によるコスト削減を進め、健全な財政基盤の確立を目指します。

■目標 平成19年度経常収支比率98%未満
平成19年度地方債現在高100億円未満
平成19年度財政調整基金残高1億円以上

Ⅲ 取組期間

この実施計画は、新行革指針による集中改革プランとして位置付けるため、取組期間は平成17年度から平成21年度までの5年間とします。ただし、大綱に沿った取り組みを着実に実行していくために、平成17年度から平成19年度までの3年間を集中取組期間として、具体的な数値目標を掲げ推進するものとし、また、環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、毎年度改革事項や数値等について点検や見直しを行います。なお、取組期間終了後、実施計画の進捗状況と成果を評価し、引き続き実施すべきものについては継続して改革に取り組みます。

Ⅳ 推進体制

実施計画を着実に実行していくために、政策会議が中心となって進捗状況を把握するとともに、推進するうえで障害となる問題点を明確にし、その解決を図るよう効果的な進行管理を行うなど全庁体制で推進します。また、推進状況については、栄町行政改革推進委員会に定期的に報告し、必要な助言等を得るものとします。

Ⅴ 町民への公表

この実施計画の進捗状況については、広報さかえやホームページを通じて公表し、広く町民の意見や提案を改革に反映させていきます。

Ⅶ 実施計画の体系

[目次A1](#)

1	町民との協働による新たな公共づくり
(1)	情報の共有化
	ア 広報広聴の充実
	イ 情報公開の充実
(2)	町民参加の促進
(3)	住民活動の活性化
(4)	男女共同参画の推進
(5)	民と公のパートナーシップの推進
	ア 公共施設の管理運営の見直し
	イ 民営化の検討
	ウ コミュニティビジネスの支援検討

3	財政再建と健全財政の確立
(1)	安定した財政運営の推進(歳入)
	ア 町税収入の増加
	イ 町税等の収納率の向上
	ウ 使用料・手数料・利用料等の受益者負担の適正化
	エ 行政サービスの原則有料化
	オ 公共用地等、財産管理の適正化
	カ 新たな収入の確保
(2)	効率的な財政運営の推進(歳出)
	ア 人件費の見直し
	イ 物件費の抑制
	ウ 扶助費の適正支出
	エ 補助費等の適正化
	オ 投資的経費の抑制
	カ 事務事業の抜本の見直し
	キ 繰出金の抑制

2	町民の視点に立った質の高い行政運営
(1)	町民本位の行政サービスの提供
(2)	町民志向・成果志向の行政体質への転換
	ア 業務執行の継続的な改善
	イ 品質マネジメントシステムの検討
	ウ 新たな行政システムの確立
(3)	広域行政の推進

4	柔軟でスリムな組織づくりと人事管理
(1)	組織体制の充実
(2)	職員定数の適正化
(3)	給与制度の見直し
(4)	人事評価制度の改善
(5)	人材育成の促進

Ⅶ 具体的取組内容

1 町民との協働による新たな公共づくり

(1)情報の共有化

ア 広報広聴の充実

No	改革事項	内容	効果	目標指標				実施スケジュール					担当課(室)	
				指標名	現状値	17年度	18年度	19年度	17	18	19	20		21
1	広報さかえの充実	読み手としての町民が、客観的に判断できる文章表現と、より見やすく興味を示すような記事の掲載に努めるとともに、町民側からの自由な意見等を発信するなど、内容を充実させる。	魅力的でわかりやすい広報誌にすることにより、町政に関する情報を容易に入手できる人が増え、町民との情報の共有化を促進できる。	情報源として広報誌を活用している人の割合	69.8%	割合を高める			実施 					住民活動推進課
2	教育委員会ホームページの充実	教育委員会の所掌事務・教育委員会議の報告・政策的な業務内容をはじめイベント等の情報を的確な時期に発信できるよう、研修により各担当者のホームページ作成能力を高め、ホームページ内容の充実を図る。	全ての情報を的確に公開して説明責任を果たすことにより、町民と情報を共有することができ、教育行政に関する理解と協力の高まりが期待できる。	平均アクセス件数(ノ日)	20件	24件	29件	35件	実施 					教育総務課
3	広聴の充実	まちづくりに関する意見や提案を多くの町民から受けられるよう、「町長への手紙」や「町長と語る座談会」などによる広聴の機会を充実させ、町民ニーズを把握するとともに積極的に町政へ反映させていく。	町民が積極的に町政へ参加する意識が高くなり、町民との協働による新たな公共づくりが期待できる。	「町長への手紙」受付件数(ノ年)	195件	180件	200件	200件	実施 					町長公室

イ 情報公開の充実

4	情報公開制度の利用促進	町民の知る権利を保障し、行政活動の公開性の向上を図るため、行政情報の公表・提供に関する統一基準を作成し、積極的な情報提供を推進する。	町政の透明性を高めるとともに、町民が行政情報を入手しやすくなり、町民との情報の共有化を促進できる。	行政資料室利用件数(ノ日)	4.4件	5件	7件	9件	実施 					総務課
5	議会情報の公開	議会会議内容を自治組織閲覧により事前周知するとともに、議会情報をホームページに掲載し、積極的な公開に努める。なお、会議録検索システムの庁内LAN上の掲載をやめ、ホームページ上でのみの掲載に止める。	町民の議会に対する関心を高め、情報の共有化を図ることにより、身近な議会、開かれた議会づくりにつながる。	議会ホームページ平均アクセス件数(ノ年)	4,272件	4,956件	5,000件	5,000件	実施 					議会事務局

(2)町民参加の促進

6	町民参加の環境づくり	まちづくりの主役である町民が、まちづくりの様々な機会に積極的に参加・参画できるよう、計画策定や事業の検討段階から広く意見を反映する仕組みとして、ワークショップの活用、パブリックコメント制度の導入等を進め、段階的に「まちづくり基本条例」の制定を目指す。	町民一人ひとりの自主的にまちづくりに参加する気運がさらに醸成されるとともに、まちづくりへの参画体制が拡充される。	パブリックコメント実施件数	1件	2件	2件	3件	実施 					町長公室
---	------------	---	--	---------------	----	----	----	----	--	--	--	--	--	------

(3)住民活動の活性化

7	公募制補助金の充実	応募が少ない理由など現制度の問題点を分析し、より活用しやすい補助金制度へ改善することにより、多くの団体が活用できるようにする。	利用団体が増えることにより、住民参加による様々なまちづくり活動が活性化し、ひいては地域の活性化、新たなコミュニティの誕生、住民自治意識の醸成、行政のスリム化などにつながる。	応募件数	2件	10件	10件	10件	検討 → 実施 					住民活動推進課
8	地域資源バンク(仮称)の開設	魅力ある住民活動や行政との協働のまちづくりを推進するために必要となる人材や資源(自然、文化、産業、物資)などの支援要望を一括して調査・確認し、これを広く町民に公開することにより総合的な登録制度として確立していく。	町民と行政が情報を共有できるようになり、また、各種情報をコーディネートすることによって、町民や活動団体の多様なニーズに応えることができる。	登録件数	—	—	団体50件 個人20件	団体70件 個人30件	検討 → 実施 					住民活動推進課
9	自治組織活動の支援	自治組織が地域課題を共有し、解決への知恵を出し合い自主的・積極的に活動できるよう、自立と活性化へ向けまちづくりパートナーとしての側面的な支援体制を強化する。	地域住民と行政が自助、共助、公助の役割を明確にしなが、地域社会の抱える課題を解決することが期待できる。	認可地縁団体数	—	—	14地区	—	実施 					住民活動推進課

Ⅶ 具体的取組内容

1 町民との協働による新たな公共づくり

(4)男女共同参画の推進

No	改革事項	内容	効果	目標指標				実施スケジュール					担当課(室)	
				指標名	現状値	17年度	18年度	19年度	17	18	19	20		21
10	男女共同参画計画の策定	町民が男女の別なく、様々なまちづくり活動の場において平等に参画できる環境を整備するため、男女共同参画の視点を取り入れた事業を実施するとともに「栄町男女共同参画計画」を策定する。	男女の別なくお互いを理解し、女性がまちづくりに参加しやすい環境が整備される。また、まちづくりに関する女性の積極的参画により、女性の視点を取り入れた新たなまちづくりのはじまりが期待できる。	審議会・委員会への女性登用率	19.7%	任期を勘案しながら割合を高める								町長公室

(5)民と公のパートナーシップの推進

ア 公共施設の管理運営の見直し

11	集会所管理体制の見直し	町で設置している地域コミュニティの活動拠点である集会所・青年館施設を、18年9月1日までに地区へ全て譲渡し、管理主体を移管する。	自発的な地区活動が活性化するとともに、施設の修繕・増築などにおいても主体的な管理が行われるようになる。	移管施設数	—	—	18施設	—						住民活動推進課
12	ドラムの里管理運営の見直し	現在直営で管理している「ドラムの里」を、指定管理者制度を適用し、17年度から新たに民間事業者等に管理を行ってもらう。	民間のノウハウを活用し、多様化するニーズへの効率的・効果的な対応によりサービスの質的向上が図れる。	利用者数	290千人	450千人	450千人	450千人						産業課
13	房総のむら多目的広場管理体制の見直し	テニスコート、トイレ等を含めた本施設は、「ドラムの里」と隣接しているため、19年度までに指定管理者制度の導入を含めて管理体制の見直しを行う。	民間のノウハウを活用し、多様化するニーズへの効率的・効果的な対応によりサービスの質的向上が図れる。	テニスコート利用者数(ノ月)	410人	400人	400人	400人						生涯学習課
14	町民プール管理運営の見直し	町民一人一人の健康の保持増進、体力の向上及び青少年の健全育成を図ることを目的とした町民プールを、学校・PTA・自治組織等と連携を図り管理運営していく方法に見直しを行う。	施設利用の平等性・公平性を確保するとともに、管理経費の節減を図ることができる。	利用者数(ノ日)	83人	132人	135人	135人						生涯学習課
15	ふれあいプラザさかえ管理運営の見直し	施設の性格・設置目的を十分考慮したうえで、より効果的かつ効率的な管理運営が達成できる方法を総合的な観点から検討する。	施設の利用実態の変化、施設の老朽化等に対応した効率的な管理運営や町民のニーズにあったサービスの一層の充実が期待できる。	自主文化事業来客率(入場人数ノ募集人数)	73.9%	80%	90%	90%						生涯学習課

イ 民営化の検討

16	住民活動支援センターの運営体制の見直し	町民と行政との中立的な立場で運営することによって、誰もが気軽に立ち寄れる施設として、より多くの住民活動に参加しようとする人や、支援情報を利用したい人などが活用できるようにする。	町民にとってより身近な存在になると同時に、そこに集う人どうしの新しいコミュニティが形成されたり、新しい事業展開も可能となる。	利用者数	9,382人	9,500人	9,600人	9,700人						住民活動推進課
----	---------------------	--	--	------	--------	--------	--------	--------	---	--	--	--	--	---------

ウ コミュニティビジネスの支援検討

17	コミュニティビジネスの支援検討	広報誌や各種会議の際を利用して、コミュニティビジネスの啓蒙を行い、事業者となる町民や各種団体や組織を発掘していくことに努めるとともに、行政としての支援策を検討する。	事業者となる町民や団体等の自発的な地域活動を促進し、現在行政が担っている公共サービスの一部がコミュニティビジネスとして成立することにより、地域の活性化や行政のスリム化が期待できる。	新規起業件数	0件	1件以上							産業課
----	-----------------	--	--	--------	----	------	--	---	--	--	--	--	-----

Ⅶ 具体的取組内容

2 町民の視点に立った質の高い行政運営

(1)町民本位の行政サービスの提供

No	改革事項	内容	効果	目標指標					実施スケジュール					担当課(室)
				指標名	現状値	17年度	18年度	19年度	17	18	19	20	21	
18	税金の納付方法の拡大	町税の納付方法を拡充し、全国のコンビニエンスストアで納付書による納付が可能となるようにし、町民の利便性の向上を図る。	曜日や時間を気にせず身近なコンビニエンスストアで納付できることにより、徴収率の向上が期待できる。	徴収率	90.1%	90.3%	90.8%	91.3%	検討	実				税務課
19	土曜日開庁業務の充実	開庁時間の延長及び土曜開庁業務の拡充についてアンケート等により町民の要望を把握し、その必要性について費用と効果を含め検討したうえで行政サービスを充実させる。	現在の開庁日・時間内では利用が困難な町民が、特定の行政サービスを利用できるようになる。また、町税等徴収業務の収納の促進・効率化が図れる。	利用件数	2014件	1960件	2100件	2200件	検討	実施				総務課 住民課 税務課 等
20	職員の待遇改善	庁内研修の実施や接遇担当の設置により、職員の接遇能力や問題解決能力を育成する。	接遇の向上により窓口等でのトラブルが減少する。	庁内研修実施件数	—	—	1回	1回	検討	実施				総務課

(2)町民志向・成果志向の行政体質への転換

ア 業務執行の継続的な改善

21	LGWANを活用した行政文書の取扱	国、県、他市町村と送受信する行政文書は、可能な限り総合行政ネットワーク(LGWAN)を使用することにより、迅速な文書交換や情報の共有化を図る。	より広範な情報交換、情報共有を実現することにより、行政事務の効率化・迅速化が可能となる。	電子文書交換件数	—	県の動向に合わせて増加させる			実施					総務課
22	不法投棄監視員体制の強化	郵便局・新聞販売店・牛乳販売店と業務内における情報提供提携を行い、町内の不法投棄防止体制を強化する。	産業廃棄物等の投棄による土壌汚染、地下水汚染、悪臭等を防止し、安全で快適な生活環境を確保する。	不法投棄件数	1件	0件	0件	0件	実施					環境課
23	粗大ごみ収集方法の見直し	業者委託による週1回(土)のステーション収集を、申込み制(月～金)による職員対応の戸別収集に変更する。	粗大ごみを集積所まで運ぶ手間がなくなることにより町民サービスの向上を図るとともに、職員がごみの出し方の指導をすることで、収集できないごみの排除効果が期待できる。	粗大ごみ(家庭系)収集量	551t	535t	530t	523t	検討	実施				環境課

イ 品質マネジメントシステムの検討

24	品質マネジメントシステムの検討	ISO9001の認証返還に伴い、今後とも行政業務(活動)の品質を確保するため、本町独自の効果的な品質マネジメントシステムを検討する。	マネジメントシステムに基づく業務プロセスの継続的な改善により、行政サービスの質の向上を図ることができる。	マネジメントシステム職員習熟度	—	—	20%	50%	検討	試行実施	実施			町長公室
----	-----------------	--	--	-----------------	---	---	-----	-----	----	------	----	--	--	------

ウ 新たな行政経営システムの確立

25	(仮称)政策マネジメントシステムの構築	行政活動を評価することを形骸化させずに、評価結果をP(Plan:計画)－D(Do:行動)－C(Check:評価、検討)－A(Action:改善)のサイクルに基づき経営資源の配分につなげるためのマネジメント活動に活用させるシステムを構築する。	町民ニーズを的確に把握しながら、限られた経営資源を最適に施策、事務事業へ集中させ、成果志向の視点に立つて最大の効果を上げることにより、町民満足度を向上させることができる。	行政評価(施策評価、事務事業評価)実施率	68%	80%	90%	100%	検討	実施				町長公室
----	---------------------	--	---	----------------------	-----	-----	-----	------	----	----	--	--	--	------

(3)広域行政の推進

26	施策の広域連携の推進	周辺自治体とすでに広域処理している事業について、内容の見直しや効率性を高めるための調整を行うとともに、その他の各種施策についても、効率的かつ効果的な連携の実現に向けて検討していく。	単独自治体では困難な行政課題の解決につながる。共同利用や共同事業の実施により、町民の利便性向上及びコストの削減が期待される。	広域処理事務件数	11件	増加させる			検討・協議					町長公室
----	------------	--	--	----------	-----	-------	--	--	-------	--	--	--	--	------

Ⅶ 具体的取組内容

3 財政再建と健全財政の確立

オ 公共用地等、財産管理の適正化

No	健全化コード	改革事項	内容	方針区分	効果額(単位:千円)					実施スケジュール					担当課(室)		
					計	17	18	19	20	21	17	18	19	20		21	
39	⑤-1	未利用地等の積極的な処分	国から譲渡を受けた堤敷及び水路や、町内に点在する未利用地等について、公募等により売却や貸付を積極的に推進し、財源の確保と財産の適正な管理を行う。	拡充	460,000	90,000	150,000	150,000	35,000	35,000	実施						管理課
40	⑤-1	余裕教室等活用事業	児童数の減少に伴い余裕が生じた学校空き教室を有効に活用するため、福祉施設への転用や生涯学習としての利用などについて、現有施設の移転計画を勘案しながら総合的に検討していく。	拡充							実施						学校教育課

カ 新たな収入の確保

41	⑥-1	広告収入の確保	町財産のうち広告媒体として活用が可能なものについて、積極的に広告掲載に努め税外収入の増加を図る。	拡充	3,475	595	720	720	720	720	実施						管理課
----	-----	---------	--	----	-------	-----	-----	-----	-----	-----	----	--	--	--	--	--	-----

(2)効率的な財政運営の推進(歳出)

ア 人件費の見直し

42	①-1 ①-2 ①-3 ①-4 ①-5	人件費の抑制	町長をはじめ一般職員の給与削減と諸手当の見直しを行い、人件費の削減を図る。 ・特別職給与15%削減 ・管理職給与10%削減 ・管理職以外の職員給与5%削減 ・1年間昇給停止 ・退職者不補充 ・給与構造改革	縮減	1,059,648	201,800	198,937	249,637	204,637	204,637	実施						総務課
43	①-6	非常勤特別職の見直し	審議会・委員会等の非常勤特別職について、定数の適正化及び報酬の見直しを行い、会議の活性化と開催経費の節減により、公正かつ円滑な運営を図る。 【報酬額5%削減】	縮減	54,387	10,659	10,932	10,932	10,932	10,932	実施						各課
44	①-7	議員報酬の見直し	議員報酬について、17年度において3%の減額を実施するとともに、「議員定数及び議員報酬等調査検討特別委員会」を設置し、18年度以降のあり方について審議する。	縮減	2,355	2,355	0	0	0	0	実施	検討					議会事務局
45	①-3	日直制度の見直し	日直手当を廃止し、週休日の振替で対応する。	縮減	2,252	0	563	563	563	563		実施					総務課

イ 物件費の抑制

46	②-2	粗大ごみ収集運搬の職員対応	業者委託による週1回(土)のステーション収集を、申込み制(月～金)による職員対応の戸別収集に変更し、収集運搬経費の削減を図る。	縮減	66,686	5,702	15,246	15,246	15,246	15,246	実施						環境課
47	②-2	庁舎維持管理等の見直し	法定業務や資格が必要な業務を除き、職員による管理範囲を拡大するとともに、排出ごみの抑制や、節電による光熱水費の抑制、庁内全体の消耗品費・印刷資本費・賃貸借機器等の削減に努める。 【光熱水費5%/消耗品費10%削減】	縮減	65,861	8,657	14,301	14,301	14,301	14,301	実施						管理課
48	②-2	終末処理場等維持管理費の見直し	職員と委託業者が昼夜間において共同して施設運転管理を行う。また、委託業者の処理技術をより一層取り入れ、工夫して効率的な運転管理をすることにより直接経費の削減を図る。	縮減	97,805	19,561	19,561	19,561	19,561	19,561	実施						下水道課
49	②-2	公共用地管理の見直し	日々雇用職員による除草作業を休止するとともに委託による作業内容を厳選し、職員による管理範囲を拡大することにより、公共用地管理費の削減を図る。	縮減	115,455	37,491	19,491	19,491	19,491	19,491	実施						建設課

Ⅶ 具体的取組内容

3 財政再建と健全財政の確立

イ 物件費の抑制

No	健全化コード	改革事項	内容	方針区分	効果額(単位:千円)					実施スケジュール					担当課(室)		
					計	17	18	19	20	21	17	18	19	20		21	
50	②-2	職員対応業務の拡大	公共用地管理以外にも、これまで日々雇用職員で対応していた業務や民間委託していた業務について職員対応の範囲を拡大し、日々雇用職員人件費や委託料の削減を図る。 ・役場庁舎の清掃及び公園等のトイレ清掃 ・防犯等の維持管理及び簡易修繕(一部) ・各種検診の受付業務 ・公民館運営管理 ・福祉作業所運営 ・電話交換業務 ・図書館司書業務 ・印刷製本業務(予算書、決算書、教育要覧) ・議会議事録作成業務 ・給与報告書投入業務 等	縮減	81,268	7,506	17,833	18,643	18,643	18,643	実施						各課
51	②-1	その他の物件費の抑制	事務事業の見直しによる委託料、借上料をはじめとする物件費の削減を行う。 ・住民検診委託料の削減 ・借上料の削減(パソコン再リース) ・食糧費原則廃止 ・消耗品10%削減 ・光熱水費節減 ・郵送料節減 等	縮減	566,000	50,000	120,000	132,000	132,000	132,000	実施						各課

ウ 扶助費の適正支出

52	③-1	訪問介護員養成研修受講費助成事業	訪問介護員養成研修を終了した方に対し研修費用の一部を助成し、介護技術の向上に向け活動を支援していたが、町内におけるヘルパーの人数が充足され、所期の目的が達せられたことから、当事業を廃止する。	廃止	2,520	504	504	504	504	504	実施						高齢者福祉課
53	③-2	生きがい対応型デイサービス事業	家に閉じこもりな高齢者の孤独感の解消等を図るため、利用施設に委託してデイサービスを提供していたが、地域福祉の観点から社会福祉協議会の自主事業とする。	整理統合	8,400	1,504	1,724	1,724	1,724	1,724	実施						高齢者福祉課
54	③-2	高齢者等配食サービス事業	在宅の独居高齢者の健康の維持と安否確認のため、配食サービスを提供していたが、類似のサービスである社会福祉協議会の給食サービスに移行する。	整理統合	7,525	1,505	1,505	1,505	1,505	1,505	実施						高齢者福祉課
55	③-1	はり・きゅう・マッサージ等の施設利用助成金	高齢者の健康増進を目的として助成金を交付していたが、当事業を廃止し、今後は健康増進を目的とした健康教室や新たに創設される「新介護予防給付事業」へ対象者を移行させていく。	廃止	4,065	813	813	813	813	813	実施						高齢者福祉課
56	③-1	ねたきり老人福祉手当	ねたきり老人及び養護者の家庭生活の安定と福祉の増進を図ることを目的として手当を給付していたが、手当を廃止し、今後は対象者に介護保険の利用を積極的に勧めていく。	廃止	780	156	156	156	156	156	実施						高齢者福祉課
57	③-1	住宅リフォーム助成金	在宅の高齢者等の安全で快適な住環境における自立の促進を図ることを目的に住宅改修費用の一部を助成していたが、介護保険制度による助成のみとし、町上乗せ分を廃止する。	縮減	16,778	2,882	3,474	3,474	3,474	3,474	実施						高齢者福祉課 社会福祉課
58	③-1	出張理髪サービス	外出の困難な心身障害者等の生活の向上を図るため、居宅における理髪サービスを提供していたが、安価で出張サービスを行う理美容業者が増えてきていることなどから、対象者を見直すとともに、理髪料は自己負担とし出張手当分のみの助成に改定する。	縮減	4,535	907	907	907	907	907	実施						高齢者福祉課 社会福祉課
59	③-1	福祉タクシー事業	タクシー会社へ支払う協力金の単価の見直しを行う。 【500円⇒300円】	縮減	1,440	288	288	288	288	288	実施						高齢者福祉課 社会福祉課

Ⅶ 具体的取組内容

3 財政再建と健全財政の確立

ウ 扶助費の適正支出

No	健全化コード	改革事項	内容	方針区分	計	効果額(単位:千円)					実施スケジュール					担当課(室)
						17	18	19	20	21	17	18	19	20	21	
60	③-1	特定疾患見舞金	公費負担の対象となる特定疾患を患っている方に対して、月額3,000円の見舞金を支給してきたが、県からの公費負担により医療費の負担軽減が図られているため廃止する。	廃止	34,890	6,978	6,978	6,978	6,978	6,978	実施					社会福祉課
61	③-1	重度精神障害者(児)医療費助成金	精神障害者の長期入院の実態が問題となってきており、国においても精神障害者への支援の考え方が、経済的支援から地域生活支援へ変わってきている。このような状況を踏まえ、地域生活支援を活用した社会復帰を促進する観点から、安易な入院治療及び自立心の抑制につながりかねない本助成金を廃止し、デイケアクラブなどの社会復帰、社会参加に向けての事業展開を進めていく。	廃止	9,855	2,757	3,549	3,549	3,549	3,549	実施					社会福祉課
62	③-1	身体障害者手帳交付診断料助成金	心臓機能や腎臓機能などを患っている人も身体障害者手帳の交付申請ができるということを周知する目的で特定の内部疾患を患っている方に限定して始めた制度であり、県補助金廃止後も単独事業として行なってきたが、所期の目的を達成したこと及び肢体不自由者等との公平性の観点から廃止する。	廃止	100	20	20	20	20	20	実施					社会福祉課
63	③-1	わたさきり心身障害者(児)移動入浴車派遣事業	在宅で入浴が困難な方に移動入浴車を月2回派遣し、居室内での入浴サービスを提供するものであるが、利用の実績がないので廃止する。	廃止	0	0	0	0	0	0	実施					社会福祉課
64	③-1	外出支援サービス事業業務委託	介助なしに外出できない高齢者及び心身障害者が通院する場合において、家族の負担軽減と対象者の福祉の向上を目的に、居宅と医療機関との間の送迎サービスを民間委託していたが、NPO等によるボランティア輸送としての有償輸送サービスを構造改革特区として申請予定であるため、認定後は当サービスで代替してもらうことや、職員対応も視野に入れ廃止する。	廃止	12,040	0	3,010	3,010	3,010	3,010	実施					高齢者福祉課

エ 補助金等の適正化

65	④-1	資源回収運動奨励金	回収量実績で見ると、過去5年間で約2倍の資源化が図られ、事業が定着したと判断できることから、団体への奨励金額を減額する。	縮減	16,325	3,265	3,265	3,265	3,265	3,265	実施					環境課
66	④-2	社会福祉協議会補助金	社会福祉協議会の自立に向けた環境の整備を促進することにより、補助金の削減を図る。	縮減	12,245	2,449	2,449	2,449	2,449	2,449	実施					社会福祉課
67	④-1	公園清掃協力団体謝礼金の見直し	町民主体による公園清掃が定着してきていることから、今後は各団体の主体的な活動が持続されるような協働意識の共有化に努めていく。	縮減	1,768	0	442	442	442	442	実施					建設課
68	④-2	その他の補助金・負担金	イベントや行事などにに対する補助金の廃止及び単独補助金についての原則15%削減や職員研修負担金の見直しを行う。	縮減	201,163	31,959	41,051	46,051	41,051	41,051	実施					各課

オ 投資的経費の抑制

69	⑤-2	道路小規模修繕の職員対応の拡大	道路状態の巡視及び情報収集体制を強化し、職員による現場対応の範囲を拡大することにより、道路維持管理費の削減を図る。	縮減	14,980	2,996	2,996	2,996	2,996	2,996	実施					建設課
70	⑤-2	道路改良工事の縮小	道路の現況を調査し、緊急性の低い道路の着手年度を見送る。また、継続事業についても工期や事業内容の見直しを行い工事費を削減する。	縮減	515,218	82,177	122,308	106,379	102,177	102,177	実施					建設課

Ⅶ 具体的取組内容

3 財政再建と健全財政の確立

カ 事務事業の抜本的見直し

No	健全化コード	改革事項	内容	方針区分	計	効果額(単位:千円)					実施スケジュール					担当課(室)
						17	18	19	20	21	17	18	19	20	21	
71	⑥-1	日医大病院線バス運行事業	運行当初と比較すると利用者は増加しているものの、利用者が固定化傾向にあり、1便あたりのコストが高く効率的でないため運行を廃止する。	廃止	33,070	6,614	6,614	6,614	6,614	6,614						町長公室
72	⑥-1	町内循環バス運行事業	公平な受益者負担の観点から料金を見直すことや、利用ニーズを的確に把握したうえでルート・時刻を改正するなど、より適切な運行方法とサービスを提供できるように改善していくことにより、町民の日常生活の利便性を向上させる。	縮減	58,590	8,246	12,586	12,586	12,586	12,586						町長公室
73	⑥-1	ドラムの里管理運営経費の削減	指定管理者制度の導入により、管理運営主体が直営から民間事業者へ移行することで、日々雇用職員賃金、賄材料、消耗品等の管理運営コストを削減する。	整理統合	162,522	18,058	36,116	36,116	36,116	36,116						産業課
74	⑥-1	町史編さん事業	町史を地域の歴史や古文書などの史実に基づいて編さんし、町の文化財及び歴史的文化遺産を町内外へ広く周知するための町史編さん事業は、当面の間縮小し、地域史料(歴史的公文書及び自治組織等管理文書など)の整理保存及び公開について進捗させることとする。	縮減	9,516	0	2,379	2,379	2,379	2,379						教育総務課
75	⑥-2	その他事務事業の見直し	行政評価を効果的に活用し、事務事業の統合/休止/廃止等の抜本的な見直しを継続的に行う。	縮減	160,000	0	10,000	50,000	50,000	50,000						各課

キ 繰出金の抑制

77	⑧-1	繰出金の抑制	下水道会計をはじめとする他会計において、事業の合理化等を推進することで繰出金全体の抑制を図る。	縮減	627,001	94,821	133,045	133,045	133,045	133,045						財政課
----	-----	--------	---	----	---------	--------	---------	---------	---------	---------	--	--	--	--	--	-----

※参考

方針区分の考え方は以下のとおりです。

- 拡充 増額で継続する場合
- 整理統合 他事業へ統合することなどによって、同様のサービスが継続する場合
- 縮減 予算額が縮小する場合
- 休止 ある一定期間事業を休止する場合
- 廃止 当該年度限りで事業を廃止する場合

VII 具体的取組内容

目次/A1

4 柔軟でスリムな組織づくりと人事管理

(1)組織体制の充実

No	改革事項	内容	効果	目標指標				実施スケジュール					担当課(室)	
				指標名	現状値	17年度	18年度	19年度	17	18	19	20		21
78	スクラップアンドビルドの徹底	行政評価を有効に活用した事務事業の見直しにより、効率的な行政サービスを提供するための組織を不断に見直ししていく。	新たな行政需要や町民ニーズに迅速・的確に対応し、行政サービスを効率的に展開することができる。	課室数	—	統合により減少させる			検討	実施				総務課

(2)職員定数の適正化

79	定員適正化計画の見直し	新規採用職員の抑制を基本とし、普通退職、勲奨退職の推進により職員の減員を図るため「次期定員適正化計画」を策定する。 【17年度から21年度までの5年間で25人削減】	計画的な職員数の削減により、人件費を抑制することができる。	職員数 (各年4/1現在)	300人	292人	286人	282人				検討		総務課
80	退職勲奨制度の推進	勲奨年齢の引き下げ、勲奨申出期間の延長及び特別昇給等の加算措置等、制度の充実を図り職員の勲奨退職を促進する。	計画的な職員数の削減により、人件費を抑制することができる。	退職勲奨による退職者数	—	3人	3人	4人	検討	実施				総務課

※参考

【職員数(退職者数及び採用者数)の見込み】

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
普通会計部門						
職員数 ①	279	273	269	268	261	259
採用者数	3(17年4月)	0	2(19年4月)	0	0	0
退職者数	△11(17年3月)	△6(18年3月)	△6(19年3月)	△1(20年3月)	△7(21年3月)	△2(22年3月)
削減数	△8	△6	△4	△1	△7	△2
公営企業(下水道)						
職員数 ②	13	13	13	8	8	8
採用者数	0	0	0	0	0	0
退職者数	0	0	0	△5(20年3月)	0	0
削減数	0	0	0	△5	0	0
総職員数(①+②)	292	286	282	276	269	267

注)

※職員数は各年度4月1日現在。
※公営企業等会計部門には、本来、下水道・国保・老保・介護の各部門が該当するが、ここでは下水道のみとし、その他は普通会計部門に分類している。

(3)給与制度の見直し

81	報酬・給料・手当等の見直し	平成17年人事院勧告に基づき、年功的な給与上昇要因を抑制し、職務・職責や勤務実績に応じた給与システムへ国に準じて実施していく。また、各種手当等についても適時見直しを図る。	人件費が抑制されるとともに、民間給与との格差是正により町民の納得と支持が得られるようになる。	ラスパイレス指数	92.4	引き続き抑制する			検討	実施			総務課
----	---------------	---	--	----------	------	----------	--	--	----	----	--	--	-----

(4)人事評価制度の改善

82	勤務評定者・勤務評定項目の見直し	評定が形骸化しない為にも評定項目を見直すことや評定事後研修の実施により、正確・客観性を高め公平なものとする。 また、評定結果の納得性を高め、昇給、昇格及び適正な人事配置等を含めた人事システムを確立することにより、職員の意欲、公務効率の向上を図る。	勤務実績に応じたメリハリのある給与制度にすることにより、職員の意欲、公務効率の向上が図れる。 評定することでの評定者としての管理能力(部下の指導育成・業務管理等)を高めることにより、職員の能力向上と事務の効率化が図れる。	勤務評定研修実施回数(／年)	1回	1回	1回	1回	実施				総務課
----	------------------	--	---	----------------	----	----	----	----	----	--	--	--	-----

(5)人材育成の促進

83	OJT(職場研修)を中心とした能力開発の推進	地方公務員法39条第3項に基づく「研修に関する基本的な方針」を定め、かつ職員の能力育成のための研修目的を明らかにし、研修を計画的・効果的に実施するため、研修規程の見直しを行う。	職員の能力を育成することで事務処理の効率化が図れる。 OJTの推進体制を整備し、行政課題に関する庁内研修を実施することで、研修予算の削減及び各所属の課題に応じた職員を育成することができる。	庁内研修実施件数(／年)	3件	3件	3件	3件	実施				総務課
----	------------------------	--	---	--------------	----	----	----	----	----	--	--	--	-----